佐賀県公共事業再評価実施要綱の一部改正について

佐賀県公共事業再評価実施要綱の一部改正について

○ 要綱第3(2)を

事業採択後 10 年間を経過した時点で継続中の事業。ただし、国の再評価 実施要領等で定められた地方公共団体が実施する再評価対象事業について は、当該実施要領等に従い実施する。

○ 要綱第 3(4)を

前回の再評価実施後5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業。 ただし、国の再評価実施要領等で定められた地方公共団体が実施する再評 価対象事業については、当該実施要領等に従い実施する。

に変更する。

(改正理由)

・「一定期間」の表現を変更し、再評価対象となる事業を明確にするため。

○ 要綱第3を

再評価を実施する事業及び実施時期 に変更する。

○ 要綱第3の2として

再評価を実施する時期は、以下のとおりとする。

- (1) 第3の1の(1)、(3)及び(4)の事業にあっては、5年目の年度末までに 再評価を実施する。
- (2) 第3の1の(2)の事業にあっては、10年目の年度末までに再評価を実施する。

を追記する。

(改正理由)

・再評価実施時期を明確にし、再評価の未実施等を防止するため。

改正前

第3 再評価を実施する事業

再評価を実施する事業は、第 2 に掲げる事業のうち、次のいずれ かに該当する事業とする。

- (1) 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- (2) 事業採択後一定期間(事業の特性に応じて5年間から10年間とする。) を経過した時点で継続中の事業
- (3) 準備・計画段階で 5 年間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。
 - (1) 地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等で大規模なもの(着工準備費を予算化したものに限る。)。
 - (2) 実施計画調査費を予算化したダム事業。
- (4) 再評価実施後一定期間が経過した時点で継続中又は未着工の事業
- (5) 社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業

改正後

第3 再評価を実施する事業及び時期

- **1** 再評価を実施する事業は、第2に掲げる事業のうち、次のいずれかに該当する事業とする。
 - (1) 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
 - (2) 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業。ただし、 国の再評価実施要領等で定められた地方公共団体が実施する 再評価対象事業については、当該実施要領等に従い実施する。
 - (3) 準備・計画段階で 5 年間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。
 - <u>プ</u> 地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等で大規模なもの(着工準備費を予算化したものに限る。)。
 - イ 実施計画調査費を予算化したダム事業。
 - (4) 前回の再評価実施後 5 年間が経過した時点で継続中又は未 着工の事業。ただし、国の再評価実施要領等で定められた地 方公共団体が実施する再評価対象事業については、当該実施 要領等に従い実施する。
 - (5) 社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業
- 2 再評価を実施する時期は、以下のとおりとする。
 - (1) 第3の1の(1)、(3)及び(4)の事業にあっては、5年目の年度 末までに再評価を実施する。
 - (2) 第3の1の(2)の事業にあっては、10年目の年度末までに再 評価を実施する。

佐賀県公共事業再評価実施要綱(改正案)

第1 目的

この要綱は、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間を経過した事業について、必要に応じその見直しを行うほか、中止等を行う再評価システムについて定めることを目的とする。

第2 再評価の対象となる事業の範囲

再評価の対象となる事業は、県が事業主体である公共事業のうち、道路事業、河川 事業、海岸事業、砂防事業、ダム事業、都市計画事業、住宅事業、港湾事業、農業農 村整備事業、森林整備事業、治山事業及び漁港漁村整備事業とする。

ただし、公共施設の管理に係る事業は除く。

第3 再評価を実施する事業及び時期

- 直 再評価を実施する事業は、第2に掲げる事業のうち、次のいずれかに該当する事業とする。
 - (1) 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
 - (2) 事業採択後 10 年間を経過した時点で継続中の事業。ただし、国の再評価実施 要領等で定められた地方公共団体が実施する再評価対象事業については、当該実 施要領等に従い実施する。
 - (3) 準備・計画段階で5年間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。
 - <u>ブ</u> 地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等で大規模なもの(着工準備費を予算化したものに限る。)。
 - イ 実施計画調査費を予算化したダム事業。
 - (4) 前回の再評価実施後5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業。ただし、 国の再評価実施要領等で定められた地方公共団体が実施する再評価対象事業については、当該実施要領等に従い実施する。
 - (5) 社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業
- 2 再評価を実施する時期は、以下のとおりとする。
 - (1) 第3の1の(1)、(3)及び(4)の事業にあっては、5年目の年度末までに再評価を 実施する。
 - (2) 第3の1の(2)の事業地区にあっては、10年目の年度末までに再評価を実施する。

第4 再評価の実施及び評価の方法

- 1 再評価の実施主体は県とする。
- 2 再評価の実施に当たっては、対象事業の選定、再評価に係る資料の作成、対応方 針案の作成、佐賀県公共事業評価監視委員会への諮問及び対応方針の決定を行うも のとする。
- 3 再評価の実施は、次の視点から行うものとする。
 - (1) 事業の進捗状況
 - (2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
 - (3) 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化
 - (4) コスト縮減や代替案立案等の可能性

第 5 佐賀県公共事業評価監視委員会

- 1 第4の2の諮問に応じて審議を行わせるため、学識経験者等の第三者から構成される佐賀県公共事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会の意見は最大限に尊重するものとする。
- 3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

第6 再評価結果及び対応方針の公表

再評価を実施したときは、評価結果及び対応方針を公表するものとする。

第7 その他

- 1 再評価の対象事業の選定、再評価に係る資料の作成、対応方針案の作成及び対応 方針の決定に当たっては、国が事業種別ごとに定めた再評価実施要領を参考とする ものとする。
- 2 市町村に対して、国及び県の再評価実施要領等を参考に、評価体制、評価手法等 の整備を行い、公共事業の再評価を実施するよう要請するものとする。

附則

- この要綱は、平成 10 年 11 月 2 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 15 年 7 月 29 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年 月 日から施行する。